

28 嘉庁第 23 号
平成 28 年 6 月 1 日

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会
会 長 井 原 徹 殿

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

新庁舎建設に伴う下記事項について、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成 27 年 3 月 16 日嘉麻市条例第 2 号）第 2 条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 新庁舎建設に伴う建築設計に関すること。

諮 問 理 由

本市の庁舎課題については、施設の老朽化や耐震性の問題、分庁方式に伴う非効率な行政運営及び施設整備に係る財源活用期限の課題等、これまで幾度となく本市が基礎的自治体として存続し続けるためには、これらの問題の解消が必要不可欠であることを訴えてまいりました。

これらの状況を踏まえ、本年 3 月には、嘉麻市新庁舎建設基本計画を策定いたしましたが、その過程において、貴審議会による活発なご議論をいただいたうえで、貴重なご意見等を答申書としてご提示いただき、それらの内容についても最大限尊重させていただいたところであります。

また、今後の具体的な庁舎設計等に関しても、引き続き貴審議会の意見を求めるよう、答申においてご要望がございましたので、ありがたく受け止めるとともに要請にお応えすべく、審議会の開催実現のための予算措置等を行い、本日、改めて諮問をさせていただき運びとなったところであります。

この新庁舎建設に関しましては、当初より活用を予定しておりました、有利な財源である合併特例債の活用期限が刻々と迫っており、迅速な対応が求められる状況を踏まえ、本年度からは新庁舎建設に係る設計業務を実施し、平成 32 年 4 月の新庁舎供用開始に向け取り組んでいるところです。

以上のことから、貴審議会におかれましては、嘉麻市新庁舎建設基本計画に定められた基本方針に基づく、防災拠点機能や市民の利用における利便性、財政状況等を踏まえた建築物のあり方等、嘉麻市にふさわしい新庁舎の姿を想いいただき、後世にわたり広く市民に利用され、親しまれる庁舎整備につきまして、大所高所からの調査審議をお願いし、答申を賜りたく諮問する次第であります。